

平成23年第4回柳津町議会定例会会議録

第3日 平成23年12月16日（金曜日）

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 1 番 齋 藤 正 志 | 6 番 鈴 木 吉 信 | 9 番 伊 藤 毅 |
| 2 番 横 田 善 郎 | 7 番 小 林 功 | 10 番 磯 部 ・ 雄 |
| 3 番 菊 地 正 | 8 番 荒 明 正 一 | 11 番 田 崎 為 浩 |
| 5 番 羽 賀 弘 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

| | |
|---------------------|-------------------|
| 町 長 井 関 庄 一 | 保 育 所 長 岩 佐 節 子 |
| 副 町 長 田 崎 幸 一 | 教 育 委 員 長 小 林 善 一 |
| 総 務 課 長 新 井 田 健 一 | 教 育 長 新 井 田 明 義 |
| 出 納 室 長 齋 藤 勇 雄 | 教 育 課 長 伊 藤 光 正 |
| 町 民 課 長 矢 部 良 一 | 公 民 館 長 長 谷 川 富 雄 |
| 地 域 振 興 課 長 佐 藤 静 穂 | |

4. 会議に職務のため出席した者の職氏名。

議 会 事 務 局 長 新 井 田 敏 主 任 主 査 田 崎 好 章

5. 会議事件は次のとおりである。

日 程 第 1 議 案 第 8 9 号 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 2 議 案 第 9 0 号 職 員 の 給 与 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 3 議 案 第 9 1 号 柳 津 町 消 防 団 設 置 等 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

日 程 第 4 議 案 第 9 2 号 柳 津 町 農 地 等 災 害 復 旧 事 業 分 担 金 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て

- 日程第 5 議案第 9 3 号 平成 2 3 年度柳津町一般会計補正予算
- 日程第 6 議案第 9 4 号 平成 2 3 年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算
- 日程第 7 議案第 9 5 号 平成 2 3 年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第 8 議案第 9 6 号 平成 2 3 年度柳津町介護保険特別会計補正予算
- 日程第 9 議案第 9 7 号 平成 2 3 年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 0 議案第 9 8 号 平成 2 3 年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算
- 日程第 1 1 議案第 9 9 号 平成 2 3 年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 1 2 議案第 1 0 0 号 平成 2 3 年度柳津町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 1 3 議員提出議案第 3 号 柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について

◎開議の宣告

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

◇ ◇ ◇

◎議案の審議

○議長

日程第1、議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

皆さん、おはようございます。

議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、人事院勧告等によりまして改正するものであります。

初めに、第7条第2項ただし書中、「病気のためその職に堪えず退職したとき、又は」を削るとありますが、これは今までですと、第7条の2項で、「職員が退職したときはその日まで給料を支給する。ただし、病気のためその職に堪えず退職したとき、又は死亡したときは、その月の全額を支給する」となっておりましたが、今回、「病気のために退職した」等

の部分削除しまして、一応全額を支給するのは死亡したときのみ、それ以外は日割りになるということでございます。

次に、別表第1を別紙のように改めるということで、これも人事院勧告で50歳以上の者を対象として給料表の引き下げを改正するものでありまして、平均で0.23%の改正ということになりまして、給料表の1号級当たり、これは低い号級、4級くらいですと月額最低300円、6級の行にいきますと1,900円ぐらいの減額ということで、平均で0.23%を引き下げということになります。

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するということで、この施行につきましては1月から施行するというふうになります。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第89号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長

次に、日程第2、議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につ

いて」提案理由の説明をいたします。

本案も、人事院及び福島県人事委員会の勧告に基づき条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

この一部を改正する条例につきましては、平成18年の条例第4号ということで改正をしております。その中で、附則第7条第1項中、「改正条例附則第2条第1項第1号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.42を乗じていた額とし」を、「次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし」に改めるということですが、これは、平成18年に給与構造改革ということがありまして職員の給料が引き下げられたわけですが、その中で経過措置としまして現給保障制度というものがありまして、その職員が下がった場合としても現給保障されていたわけですが、その分について平成21年に99.42を乗じて得た額を支給していたわけですが、今回人事院勧告で職員の給料も下げられたということで、今回はその第2条第1項第1号に掲げる職員というものを、(1)と(2)がありまして、うちのほうは第2条第2項第1号に掲げる職員しかございませんので、今回は98.93をそこにまた掛けて減額するというところがございます。この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行するというので、来年の1月1日から施行するものがございます。

以上です。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

89号で質問したほうがよかったのかなと思うんですけども、私が申し上げたいことは、

人事院勧告に対して実施しなかった場合にはどのような制裁措置みたいなものがあるのかなのか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

人事院勧告、県の人事委員会勧告はあくまでも勧告でありますので、それを実施しなかった場合に別に制裁とかそういうのはございません。ただ、給与実態調査等が毎年ありますので、そのときに事情のヒアリングを受けるような形になります。

以上です。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

何でそういうことを聞くかといいますと、前回の臨時国会で政府としてはマイナス7.8%の人事院勧告と同じようなことがあったはずですが。その法案が通らなくて、ボーナスなんかは国家公務員とか国会議員なんかは上がったというような状況にあるわけです。国そのものがああいう、言葉悪いけれども半ばいいかげんなことをやっていて、地方だけがちゃんと守らなければならないということはいかがなものかという感じがするわけです。そういう観点から今のような質問をしたわけですが、町長としてはその点どう思いますか。

○議長

答弁を求めます。

町長。

○町長

これは人事院の勧告に従って私はそれに従うべきだと、県に準じてやっていく、このような姿勢であります。

○議長

補足して、総務課長。

総務課長。

○総務課長

人事委員会につきましては7.8%を減額するというので、これは平成13年までにそうい

った特別立法を定めてやるという方針で、その分をやるので今回は人事委員会の勧告は国が見送りするというような結果になっています。福島県においては、県の人事委員会のほうの勧告が出ておりますので、柳津町はその県の人事委員会の勧告に基づきまして今回の改正を行ったというところでございます。

○議長

ほかにございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第90号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第3、議案第91号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第91号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、消防団員の定員の現数変更でありまして、実情に合った定員数にするため条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について、補足してご説明をいたします。

第5条中、「300人」を「270人」に改めるということで、これは柳津町の消防団員の定数でございますが、現在300名であります、1割程度の減ということで270名に改めるということでございます。このことにつきましては、消防団員の現有団員数の減というものもありません、それで、消防団員の定数によりまして、消防団員の公務災害とかそういったものの負担金が全部定数で来るものですから、町としてもやはり経費の面で削減するべきだという部分も多少ありまして270名に改めたいということでもあります。

それで、参考までですが、今の消防団員の現有団員は256名でございます。

附則で、この条例は平成24年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長

これより質疑を許します。

8番、荒明正一君。

○8番

団員の減あるいは消防団員の確保というに関して、私も以前いつだったか質問したことがあるような記憶があるわけでありましたが、せんだって総務課長より説明があったでしょう。町の職員が消防団員になった、消防団員の組織をつくったということなんですが、その人数はこれに入っているんですか、入っていないんですか。また、私も入っているんですが、一般の消防団と役場職員の消防組織というのの位置づけ、関係性というものはどういうふうになっているんですか。

○議長

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長

柳津町職員の消防につきましては、いろんな面で消火活動の際に初期消火が最も大事だということで、柳津町の職員は常に役場に勤務しておりますので、初期消火、そういったもの

に役立てたいということで設置しております、名称としましては、柳津町役場自衛消防隊ということで、あくまでも自衛の消防ということで組織しております。それで、これは柳津町の消防団の定数には入れてございません。それで、そういったときに出動した場合には、広域消防署並びに消防団長の指示に従ってやるということで、あくまでも初期消火のためにまず役場も出動して、災害をある程度最小限に食い止めたいということでやっております。それで、人数につきましては、今のところ20名ぐらいで編成しまして3班に分けて、その中で今後そういった消火を中心としたそのものに出動するというような体制をとっていくということでございます。

○議長

8番、荒明正一君。

○8番

そうなった場合、先ほど300を270にするという話になった。その中で、災害等の公務災害に対する負担金等々のことで下げたい、幾らか低く抑えたいからという話があったんですけども、自衛消防隊の場合は、役場職員としては保険なんか入っていると思うんですけども、そちらで対応するというので、町の本来の一般消防が適用になっているような災害に対する身分保障というかそういうことは関係するんですか、しないんですか。

○議長

総務課長。

○総務課長

これはあくまでも自衛消防隊ということで、町の中で組織してやった場合には、職員がそのものを一つの業務という形で見ることができますので、これは公務員の公務災害のほうで適用になるということでございます。

○議長

ほかにございませんか。

6番、鈴木吉信君。

○6番

県等に対しての負担金、これもありますので300人を270人に改めるというようなお話なんですけど、それもあると思いますが、実際に今、総務省のほうで平成18年度から各事業所に対して、消防団に対して協力等をするならば、行政としてこれに対して、各事業所に対して何らかの優遇措置というか、そういうものに対して今現在いろいろやっておられるわけなんで

すが、また、仕事につく場合、会社に入る場合、一番先に聞かれるのは「消防団に入っていますか」と、それくらいの現状なんです。そのような中において300を270に改める。これに対しては、消防の幹部会等において協議の上の結果なのか、それとも現状を見ただけの結果なのか、それに対して伺いたいと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

これは、消防の中の幹部会、あと今消防の中で検討委員会というのが前から設置されております。その中で消防の分団の構成とかいろいろな部分で協議しておりまして、今現在、団の中でもそういった後継者というか団員についてはなかなか募集に苦慮しているというのは事実でございます。それで、消防団の団員の、なるべく消防団に入ってもらいたいというのはこれまでも同じように続けたいということで、事業所なんかに対しても町長は年末とか年度初めとかということでお願いに行っております。その中で、先ほど言いましたように、現有団員が256名ということで、その中で検討して1割ぐらいの270名ということで今回改正するわけですが、消防団の会議の中でも、これからいろいろ勧誘しまして多くなればこの定数はもとの戻すような、体制は続けるということで、今回改正したからこれでもう終わりだということではなくて、今後そういったことに努力して、なるべく実際消防には入ってもらいたいという努力はするというところでございます。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

今、総務課長のほうから各事業所に対して町長並びに関係者が消防団に対しての入団等を進めているというお話だったんですが、やはり私もそう思います。実際に本当にこれ、我々が思うのには、300人を270人に減らすと。現在の団員数が256人だというような現状の中において、実際これは執行部のほうでも、また消防団のほうでも確認はしておられると思うんですが、旧西山、この中には各班に団員が1人または2人、このような班が幾つもあるのが現状なんです。そのような中において、私も前に質問もさせていただきましたが、本町地区、檀ノ浦、桐ヶ丘、本町、この辺には若い人がいっぱいいるわけなので、また、柳津の各班においてもまだまだ余裕があって、消防団に入りたくてもある程度の各班の定数がある関係上入れないというようなところもあるわけなので、私は、もし若い者がいっぱいいる地

区ならば各班の定数を改正してでも消防団員を増やすべき、また、西山地区の消防団員が1人、2人、そういう班に対しては、緊急を要する、もし災害が起きた、火災が起きた、そのようなときには車にポンプをつけるなり、地区において火災等発生したならばそれに協力できるような体制。柳津町を一つではなくてそういう地区に対して、前に質問したとおり消防協力隊、または地域のOBの方々に協力を得て何らかの形で私はやるべき、そのように思っておるんですが、そのようなことに対してはどのようなお考えなのか伺いたと思います。

○議長

総務課長。

○総務課長

今の議員がおっしゃられました消防のOBの方のそういった部分で応援して、それからOBも編成したらどうかというような話も実際出ております。その中で、団としての課題という中では、今ほど確かに消防団員が少なくてOBを設置してやってはどうかというのを協議されているんですが、その中で、やはりこれは地区の事情とかそういったものを勘案してもうちょっと十分に協議をしなければならない。それは、そういった少ない地区でかつて消防団の人、OBの方おります。そしてOBの方がそういう体制をつくった場合に、逆に今度OBがいるんだから我々は無理して入らなくてもいいのではないかという考えを持たれると、なかなかその辺が難しいので、だからその辺は、各その地区の事情等、そういうようなものを勘案して、それをどういうふうにしてやるのが一番いいかということをもうちょっと議論を深めて、その中で検討したいというふうになっております。

○議長

6番、鈴木吉信君。

○6番

これは本当に大変な問題だと思います。また、この前の7月の集中豪雨、これに対してはみんなも見ておられたと思うんですが、消防団員が本当に泥まみれになって、民家等の床上・床下浸水、それ等に対して土のうを積んだり、あれだけ本当に一生懸命にやってくれる。これはやはり消防団員でなかったらできないこと、そう思っています。そんな中において、先ほども申し上げましたが、これから降雪の時期を迎えて、雪が2メートル、2メートル50降るような地区が西山にはいっぱいあるわけなんです。その中においても火災が起きた場合、仕事に行って1人の消防団員もいない、2人しかいない消防団員がいない、そのような現状というものがあるわけなので、もしも災害等起きたならばそれに対応できる者が地区に

はないというようなことなので、何とか今の現状というものを重く受けとめて何らかの対応をすべきと思っておりますので、今総務課長のほうから話あったとおり検討していただいて、対応は早急に行うべきと思うのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の柳津町の消防団、そういうものに対して、今現在の状況と今後の取り組み等に対して、申しわけないんですが、最後に町長の考えを伺ひたいと思ひます。

○議長

町長。

○町長

そういった対策として、一つは消火栓の設置、そしてまた防火用水の設置等々を充実させていくことがその地域にとっても安心安全につながると、そのようなものを充実させていきたいと思ひています。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第91号「柳津町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第4、議案第92号「柳津町農地等災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(登壇)

議案第92号「柳津町農地等災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例について」提案理由の説明をいたします。

本案は、町単独災害復旧事業において受益者分分担金の割合を軽減するもので、特に激甚災害の指定を受けた年の負担についてはさらに軽減するため、条例の一部を改正するものがあります。

なお、詳細につきましては地域振興課長より説明させていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

補足説明を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

柳津町農地等災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例について、補足して説明いたします。

第3条第1項第3号を次のように改正する。

町単独災害復旧事業、国県支出金が交付されない災害復旧事業については、総事業費の100分の30とし、当該年において激甚災害の指定を受けた災害と同時期に補助適用除外となった復旧事業については、総事業費の100分の15とする。ただし、道路に係る事業については、分担金の徴収はしないものとする。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成23年8月1日から適用するものです。

○議長

これより質疑を許します。

2番、横田善郎君。

○2番

この附則の適用時期の8月1日というのは災害が起きた時期なのか、それとも負担金を徴収する時期をあらわしているのか、この8月1日というのは何をあらわしているのか質問いたします。

○議長

総務課長。

○総務課長

私のほうからご説明を申し上げます。

今回の附則で8月1日から適用するということですが、これは、今回の豪雨災ということで、7月28日、29日につきまして、その分に適用させたいということで、それ以降に町単とかそういうのも復旧する部分がありましたので、分担金の施行する年月日を23年の8月1日から適用するということですが、

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

そうであるならば23年度中に、結局災害の適用というのは1月1日から12月31日までだと思うんですが、23年度中に起きたものについて適用するとしたほうがまだかなり明確に思われるんですが、災害が起きたのが、いわゆる7月の集中豪雨災の激甚災に指定なるものは7月28日から29日の集中豪雨災。適用は8月1日といいますと、災害が起きたがなとずれるような気がするんですが、その辺は大丈夫なんでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

分担金の適用をするのを8月1日ということで、災害の部分については庁内で検討しまして、先ほど言いましたように実際7月30日まで起きているということで、ですから、事務処理としましてそれ以降に分担金の納付書を発行するようになりますので、一応8月1日から適用しておけば今回の災害の適用になるという解釈で8月1日ということにしました。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第92号「柳津町農地等災害復旧事業分担金条例の一部を改正する条例について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。



○議長

次に、日程第5、議案第93号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」、

日程第6、議案第94号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」、

日程第7、議案第95号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」、

日程第8、議案第96号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算」、

日程第9、議案第97号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」、

日程第10、議案第98号「平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」、

日程第11、議案第99号「平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」、

日程第12、議案第100号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」

については、いずれも関連性がありますので、一括上程し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号は、一括上程し、議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（登壇）

議案第93号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正、継続費の年賦額の変更補正と地方債の変更、追加補正であります。

次に、議案第94号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、事業勘定の歳入歳出予算の追加補正及び施設勘定の歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第95号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の減額補正であります。

次に、議案第96号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第97号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正と地方債の変更補正であります。

次に、議案第98号「平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳入歳出予算の追加補正であります。

次に、議案第99号「平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

次に、議案第100号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算」について提案理由の説明をいたします。

本案は、歳出予算の補正であります。

なお、詳細につきましては総務課長より説明させますので、よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長

では、補正予算について補足してご説明を申し上げます。

初めに、平成23年度柳津町一般会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,208万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億2,872万1,000円とするものであります。

継続費の補正は、「第2表 継続費補正」によります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

6ページをお開きください。

第2表の継続費の補正であります。これは土木費の住宅費、公営住宅等整備事業費でございまして、年度割の分につきましては、平成23年度で1億5,180万円、24年度で2億120万円ということで、これは前回の補正前については一応事業費の前払い金分相当ということで、今回として継続費を組んでおりましたが、今回は外構工事分で若干ふえておりました。その部分を含めての継続費の配分でございます。

次のページでございますが、地方債の補正で、地方債につきましては、大体事業費が確定しておりますので、その分で補正をするものであります。

1番目のスクールバス整備事業につきましては150万ということで、110万ほど減額になっております。黒滝地区水道未普及地域解消事業につきましては3,150万ということで、640万の起債ということで、これにつきましては簡易水道債のほうでも640万ということで見込んでおります。山村公園水道施設整備事業ということで1,240万ということで、1,190万の増でございます。公営住宅整備事業ということで8,150万ということで、1,900万の増でございます。除雪機械整備事業ということで1,130万ということで、30万の増でございます。消防施設整備事業が490万ということで、640万の減でございます。公立学校等校舎内緊急環境改善事業ということで260万、20万の減でございます。小学校校舎大規模改修ということで480万円の新たな起債でございます。一般単独災害復旧事業ということで990万、650万の増ということで、合計で6億5,873万6,000円でございます。

11ページをお開きください。

歳入でございますが、地方特例交付金ということで124万2,000円ということでございまして、これは児童手当及び子ども手当の特例交付金が確定しましたので、その分の補正でございます。

次に、地方交付税でございますが、2万円の減ということで、これは、今説明しました児童手当分について特例交付金でその分を確定しているため、交付税の再算定によりまして、その分を2万円減額するという中身になっております。

分担金及び負担金の災害復旧分担金で214万1,000円。これは農地災害等の受益者分担分の負担の減でございます。分担金及び負担金で、商工費の負担金で4万4,000円の減。これは、緊急雇用で保険料を負担してもらった分があるんですが、その分については雇用人数の減ということでございます。

使用料及び手数料で、教育使用料320万3,000円の減。これは美術館の入館料でございます。

が、今回の震災、豪雨災によって入客数が減となったものでございます。

国庫支出金、民生費国庫負担金で938万3,000円の減ということで、これは子ども手当の負担金でございますが、これは、今までの従来の手当につきましては9月までということになっておりまして、その後につきましては10月から3月までなんです、今年度分については特例法により支給されるということで、その分が減額になった分でございます。

次に、消防費の国庫補助金というのが555万5,000円の減。これは防火水槽の今年度の要望を4基してございましたが2基ということで、これは減になった分でございます。

次に、県支出金の民生費県負担金42万1,000円。これは保険基盤安定分と先ほど言いました子ども手当の負担の減でございます。

裏のページにいきまして、県支出金の農林水産業費県補助金182万8,000円。これは農業費の補助金で緊急雇用創出でございますが、これは事業費の減ということで2人から1名になったということでございます。商工費の県補助金の1,073万8,000円の減は、これも緊急雇用創出事業であります、これは只見線関係の部分で緊急雇用をやる予定でしたが、只見線が不通になりましたのでその分の事業費の減でございます。

次に、総務費県委託金で2万2,000円の減。これは、経済センサス、ことしあるわけですが、その事業費の確定によりまして減になったものです。民生費県委託金の4,000円というのは、これは児童福祉施設ということで保育所のほうで調査等、4年に1回ぐらいあるんですが、その分がことしあったということでその分の増でございます。

財産収入で利子及び配当金ということで5万1,000円ということで、これは各利子、3月までの見込み分での補正でございます。

財産収入の不動産売払収入で19万8,000円。この不動産売払は公有林の補償、林業再生事業で間伐とかいろいろやった場合に、森林組合のほうに事業を発注していますが、その分の作業道とかいろいろな分で今回公有林分もやっておりますので、その分の宅地の財産収入分でございます。物品売払収入出26万3,000円。これは公用車の売り払いということで、町民バス、当初10万くらいで見ていたんですが、一応28万になったということと、あとデイサービスの分が、今度施設側で書きかえるということで、もともと町分でありましたので、その分の売り払いの補正であります。

諸収入の雑入で697万9,000円ということで、この中身については、コミュニティ助成事業ということで、除雪機は3台から1台になりましたので430万の減ということで、後期高齢者の過年度分の精算分で1,027万9,000円。コミュニティ事業、これは消防団員の防火服、そ

ういふのを要望しておったわけですが、今回100万ということでしたので補正するものでございます。

次のページでございます。

町債でございますが、衛生費で640万ということで、これは黒滝地区の水道でございます。観光商工債、これは山村公園水道施設の整備。土木費につきましては、公営住宅、あと除雪機械。教育費につきましてはスクールバスの整備事業と学校の耐久の大規模改造、そういったものでございます。先ほどありました災害復旧については、一般単独費の災害復旧事業債ということでございます。合わせまして補正額が3,670万ということになります。

次に歳出ですが、議会費で4万2,000円。これは備品購入ということで、ファクスを買いかえるということでございます。

総務費でございますが、今回職員手当ということで超過勤務の補正が各項目にあるのですが、これにつきましては、7月の豪雨災以降、いろんな調査ものとか、現場に出ていろんな調査をしなければならないということで、各担当課で、それぞれ地域振興課、町民課、総務課、そういったもので相当調査ものが入っております、その分で相当事務量がふえたということで超過勤務が例年よりふえておりますので、今後3月までの見込みということで今回補正をさせていただきました。

子ども手当については先ほど説明がありましたので、現行法が特例法に切りかわるということで、その分による補正であります。

共済費につきましては追加補正ということで、これは毎年今ごろ改正になるんですが、今回100分の59.5から100分の59.9ということで、100分の0.4改正になりましたのでその分の補正であります。

まず、一般管理費ですが、103万9,000円ということで、職員手当で超過勤務、子ども手当が減っておりますが32万8,000円。共済費が追加費用ということで11万4,000円。賃金188万。これは昨年勸奨退職によりまして思ったより人数が退職しましたので、総務費としまして賃金で、通年1人なんですけど2人見込んでおりまして、今回2人までは雇用しなくてもいいということで、今後も予定ありませんのでその分の減額でございます。需用費で39万9,000円。これは印刷製本費ということで、追録代になるわけですが、今回追録につきましては結構、単価は変わらないですがページ数が多いということで追加補正ということ。文書広報費の40万ということにつきましては、通信運搬費、区長文書なんですけど、この分で57万ふえておりまして、中身を精査したんですけど、これは今年度の4月初めに年度がえということでい

ろんな課から相当文書が出ておりました。それとそのほかに原因としては、最近は個人情報が多いので、個人にかかわる分は世帯に送ってもらうとうまくないということがありまして、なるべく個人のそういった通知関係については個人に送るということもありまして、例年より多くなったということでもあります。負担金の区長連絡協議会17万というのは、区長会で区長会の研修をやっておりましたが、ことしは震災いろいろあったので研修はしないということで不用額になりました。財産管理費ですが5万2,000円。これは積立金の利息等の分でございます。企画費で429万8,000円。これは、主なものについては負担金補助ということで430万の減ですが、先ほど言いましたように、コミュニティの除雪機が3基から1基になったということでございます。

裏のページにいきまして、庁舎管理費で112万4,000円ということで、これにつきましては、役場の窓、これをこの前事業をしていたわけなんです、一応これが昭和61年に役場が建ちまして、それから窓の点検はそんなにしていなかったんですが、どうもふぐあいがあるということでこの前の補正をさせてもらったんですが、その中で業者から、ある程度診断してから発注したわけですが、中身を分解しないとちょっと詳細にわからない分がありまして、それで分解しましたところ、調整だけでは直らないということで、これは部品を交換しなければならない、これは3面に部品が全部入って動くようになっていますので、その部品を交換しないとだめだということで、分解してわかったんですが、それが4枚ほどありましたのでその分で112万4,000円ということでございます。町民バス管理費で120万7,000円。これは主に運転委託料ということで契約しているわけですが、これ以上臨時とかそういうのはないだろうということで減でございます。

総務費の徴税総務費で、主なものが賦課徴収費の減額で71万1,000円ということで、これは来年度評価がえになる前に評価がえ前の委託評価の点検というのがありまして、その分を見ているわけなんです、完了しましたのでその分の減でございます。

総務費の戸籍住民基本台帳費の10万5,000円については、これは修繕費ですが、システム改修ということであったわけですが、その分はやらなくてもいいということになったそうで、その分の減でございます。

大きなものに移りまして、19ページの民生費で、社会福祉総務費で55万3,000円。これは国保会計への繰り出しでございます。老人福祉費で69万円ということで、これは報償費で43万6,000円、需用費ということで、これは敬老会が終わりましたので、その精算により減額になるものです。あとは繰出金ということで介護保険の特別会計へ。

次の民生費の児童措置費で980万1,000円というのは、先ほど説明した子ども手当の改正によりまして減額になる分でございます。

衛生費の環境衛生費で640万の補正。これは簡易水道特別会計への繰出金。

農林水産業費の農業振興費で382万7,000円の減というのは、これにつきましては、給料で289万8,000円ということは、これは災害等による組み替え等による減でございます。

裏のページにいきまして、地域農政特別対策事業、これも168万の減ということで、これは雇用保険の緊急雇用の賃金ですが、この分は2名から1名になったということで減でございます。国土調査費145万4,000円は、これも町単でやっているんですが、これは組み替え等によつての減でございます。

次の農林水産業費の林道費ですが167万8,000円減。これも災害等への組み替えによる減でございます。

商工費の商工振興費1,051万3,000円。これにつきましては、先ほども説明しましたが、賃金で754万2,000円、報償費で135万、旅費で75万7,000円ということで、これはJR只見線の緊急雇用でそういったPR活動、そういったものをする予定でございましたが、JR只見線の被害が多くて中止ということになったわけでございます。

次に、観光費の補正で1,328万2,000円の増。これにつきましては工事請負費で1,299万1,000円ということで、給水工事ということでございますが、これは当初道路復旧を片側復旧ということでありましたが、これは全面復旧しなければならないということでその分でふえております。

土木費の道路維持管理費が20万。これは先ほど言った公有財産の購入費でございます。道路新設改良費で84万8,000円ということで、これは給料等の組み替えもございまして、工事請負費で600万ということで、これは補助事業のほうに組み替えるということで補助事業の分でございます。財産購入費で479万4,000円でございます。これは用地買収。

土木費の公営住宅管理費でございますが182万5,000円。これは需用費の分で142万5,000円ありますが、修繕費ということで、今の公営住宅の中で修繕をしなければならない箇所があるということで、その分が主な補正内容でございます。

次のページに移りまして、消防費の非常備消防費で1,413万3,000円。これは負担金補助及び交付金ということで、これは今回の東日本大震災によりまして消防団員の方がお亡くなりになっているということがありまして、個々の町村で負担金をそれぞれ納めるようになりまして、消防団員の公務災害の補償の負担金ということで684万円。あと消防賞じゅつ金負担

金ということで729万3,000円ということで、これは県内の各町村にそれぞれ負担金というふうに割り当てられた分でございます。消防施設費で1,195万5,000円の減ということで、これは工事請負費で、先ほど説明しました防火水槽が4基から2基ということでございます。広域消防費の25万は、これは同じく先ほどの公務災害の分と賞じゅつの分で、広域圏でも負担しなければならない中で、その中で柳津分の負担金でございます。

次のページにいきまして、教育費で美術館管理費ということで183万円ということで、主な内容は委託費ということで、これは168万円。これは空調の設計委託料でございます。

災害復旧費で、現年農地等災害復旧費で542万6,000円。これが組み替えによる災害分のほうに持ってきた分です。現年林業施設災害復旧費ということで190万1,000円。これも組み替えによりこちらのほうに持ってきた分です。

次のページにいきまして、災害復旧費の現年公共土木災害復旧費ということで、これも人件費のほうに、こちらのほうに組み替えている分でございます。

災害復旧の農地災害復旧費の分でございますが、これは町単分でございますが、これは負担金分の減の財源でございます。補正であります。

予備費で768万3,000円の増でございます。

次に、37ページをお開きください。

平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算ということで、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億890万7,000円とするものです。既定の施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,014万1,000円にするものでございます。

42ページをお開きください。

歳入でございますが、国庫支出金で、出産育児一時金補助金ということで4万円。これは国保分の出産一時金ということで増になった分でございます。

療養給付費交付金で112万4,000円。これは療養給付費の確定によるものです。

繰入金ということで、一般会計から55万3,000円ということで、これは出産育児一時金の分でございます。

次のページで、歳出でございますが、主なものと、2番目の保険給付費で、退職被保険者等高額療養費ということで112万4,000円。これは退職者の療養費が増であったということです。

次に、保険給付費の出産育児一時金ということで84万円。これは出産一時金の助成でございます。

諸支出金で、償還金1,123万3,000円。これは療養給付費での確定による返還分でございます。

予備費で1,148万6,000円の減でございます。

次に、57ページ。これは施設勘定になりますが、歳入で診療収入で、内科の国民健康保険の診療報酬で24万9,000円の増。内科の社会保険診療報酬収入で55万9,000円。内科後期高齢者診療収入の報酬収入で62万5,000円。内科一部負担金の収入で12万5,000円。内科のその他の診療収入で400万ということで、合計で555万8,000円の増でございます。

歳出でございますが、これにつきましては、先ほど言いました共済費関係で4,000円ということで、需用費で10万8,000円。これは換気扇の修繕ということで、合わせまして11万2,000円の補正でございます。

医薬費で、医薬用衛生材料費ということで378万3,000円ということで、これは需用費の消耗品等となっておりますが、これは中身は医薬費でございます。

予備費で166万3,000円の増でございます。

67ページをお開きください。

平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,897万4,000円とするものでございます。

72ページをお開きください。

歳入でございますが、繰越金で事務費繰入金として2,000円。保険基盤安定繰入金ということで27万7,000円でございます。

次のページで、歳出でございますが、総務費で、一般管理費で2,000円。これは共済費の追加費用です。広域連合納付金ということで、保険料負担金ということで27万7,000円。これは保険料の負担分でございます。

82ページをお開きください。

平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,363万8,000円とするものです。

87ページをお開きください。

歳入のほうで、利子及び配当金ということで1,000円の補正でございます。

繰越金で、その他一般会計繰入金ということで17万7,000円でございます。

次のページで、歳出でございますが、総務費の一般管理費で17万1,000円。これは超過勤務、子ども手当追加費用分でございます。

基金積立金ということで、介護給付費準備基金積立金の1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金ということで1,000円。

予備費で減額の1,000円ということでございます。

次に、97ページをお開きください。

平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ848万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,347万円とするものでございます。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によります。

100ページをお開きください。

地方債の補正であります。柳津簡易水道区域拡張事業ということで3,160万ということで、これは簡易水道の拡張分によるものでございます。

103ページをお開きください。

歳入でございますが、使用料及び手数料、簡易水道使用料ということで40万ということで、前年の滞納分で30万、その前の、前々年になりますが、その分で10万ということで、今後40万の使用料の見込みがあるということでの補正でございます。

国庫支出金で、簡易水道等施設整備費補助金ということで68万の減。これは簡易水道の確定によるものです。

県支出金、簡易水道等施設整備費補助金433万の減ということで、これも確定によるものです。

繰入金ということで、一般会計からの繰入金で、先ほどありました発債分でございますが、640万の繰り入れでございます。

諸収入の雑入で30万2,000円。これは消費税の還付でございます。

町債ということで、簡易水道事業債ということで、簡易水道分で640万の起債事業でございます。

次のページで、歳出になりますが、簡易水道事業費ということで15万2,000円。これも職員手当、共済費等でございます。簡易水道区域拡張事業費ということで784万5,000円という

ことで、これは負担金ということで舗装の復旧工事分でございます。

予備費で49万の増でございます。

114ページをお開きください。

平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,626万円とするものでございます。

119ページをお開きください。

歳入であります。一般会計への繰り入れということで120万。

次のページで、歳出であります。スキー場事業費ということで120万。これは需用費で修繕費でございます。

次に、平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算であります。これについては、歳出の補正予算でありますので、124ページをお開きください。

歳出であります。総務費で、施設管理費で9万円。これは職員手当、共済費等でございます。

予備費で9万円の減でございます。

133ページをお開きください。

平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算であります。これも歳出補正でありますので、136ページをお開きください。

歳出で、総務費で、施設管理費で7万2,000円。これも職員手当と共済分でございます。

予備費で7万2,000円の減であります。

以上であります。

◇ ◇ ◇

○議長

ここで暫時休議をいたします。

再開を11時25分といたします。（午前11時10分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前11時25分）

◇ ◇ ◇

○議長

これより質疑を許します。

2番、横田善郎君。

○2番

まず、14ページなんですけど、この不動産売却収入の中で、これは公有林の支障木等だという話だと思うんですが、これは地元への支払いは生じなかったのかどうなのか。

それから、15ページ、裏のページなんですけど、教育費の中で、学校耐震補強の中で480万という収入が入っていますが、今回の補正の中で支出は見込まれておりませんが、これは単純なる事業費の中での補助金の増なのか、どのような形で480万という補助金がふえたのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、最後なんですけど、25ページに、非常備消防費の中で、今回1,413万3,000円、内訳は消防団の公務災害用の補償負担金、それから消防賞じゅつ金負担金といわれるんですか。729万3,000円。これは大きな金額が今回補正されたわけなんですけど、先ほどの総務課長の説明ですと、殉職された等の補償金の負担金なんだと。その算出根拠、基準となる算出基準が何になるのか、そして今回だけなのか、例年、通常であればこういうのは負担金が生じないわけなんだと思うんですが、今回は余りにも多くの方が亡くなられた、殉職されたということで今回だけのこういう負担金なのか、その辺についてお伺いしたいと思います。

以上、お伺いします。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

これは、間伐で大谷滝の公有林、これで発生した流木でございます。あそこは公社造林でもなく町の公有林でもありませんので、地元との支出関係は発生しませんでした。

○議長

教育課長。

○教育課長

学校の耐震に係る480万円の地方債ではありますが、当初支出だけを見ていまして、地方債の学校復旧債に該当になるということで起債するものであります。

○議長

総務課長。

○総務課長

消防費の団員公務災害補償でございますが、684万ということで、あと消防支出金でござ

いますが、これは今回の東日本大震災によるものということで来ておりますので、今現在で確定した分でございまして、今後来るかどうかということのは、その辺についてはまだうちのほうにも通知が来ていませんが、現段階で、福島県の総合事務組合の負担金ということで、内訳的には災害補償費ということで、団員割、人口割ということで、1人当たり2,080円が団員割、人口割が1人当たり7円、あと退職報奨金もありまして、団員当たり1万9,200円ということで、団員割については、先ほど言いましたように定数で300名、人口割につきましては10月いっぱいの特償ということで4,009人ということで算出されまして、改正前で2,470万で、その分で今回の災害による部分ということで1,900円ということで、追加還付金ということで2万2,800円掛ける300名ということで請求がありまして、684万が公務災害分で、消防の賞じゅつ金につきましては、これは福島県の被災者が行方不明者を含め24名となっておるということで、仮に支出を制度上の最高額、3,000万として仮定した場合に支給総額は7億2,000万となるということの試算がありまして、その分で柳津町については単価が2万4,310円ということの300名分で790万4,000円くらいということで、729万3,000円の負担割合ということで来ております。ですから、今回の東日本の今現在の把握している中の負担という内容でございます。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

学校のほうはちょっと勘違いしてしまして申しわけございません。これは単純に単独費で認めたものが起債の対象になったということで補正されたということを知りました。

ただ、今の消防団の非常備消防のほうの負担金なんですが、この負担金については、今回だけの特別なんでしょうか。今までもやはり……。

まずこれは全国なんんでしょうか、県内だけ、全国なんんでしょうか。その中で、毎年殉職される、あるいはいろいろ補償の生じることがあると思うんですが、いまだこういったことの名前を聞いたことがないんですが、今回は初めてなんんでしょうか。そして、先ほどの説明を聞きますと、消防団員の数が一番多くなるような算定の根拠になっているような気が、人口割もあったみたいなんですが、それはやはり消防団員割が一番のポイントなんんでしょうか。何が基準だといえば消防団員数割が基準なんんでしょうか。

○議長

総務課長。

○総務課長

今回の公務災害の負担金につきましては、消防団員公務災害補償等共済基金というのがありまして、そこの中の法律の施行の一部を改正するというので、平成23年の8月10日に公布され、本年度に限り消防団員の公務災害補償に係る確定金の引き上げがなされたということに伴い、平成23年8月11日に、23年度事業計画の変更を福島県の総合事務組合で理事会を開催して追加議決し、23年8月19日に総務大臣の許可を得たということがありまして、その中で、公務災害につきましては、やはり定数割の、団員割の1人当たり2,080円かかりまして300人で62万4,000円という金額になりまして、そのほかに、300人。あと退職報奨金ということで団員割ありまして、1人当たり1万9,200円、300名で576万ということで来ているわけなんです。改正前のトータルの1人当たりの掛け金という表がありまして、改正後が1人当たり2万4,700円になる。改正前が1,900円なんです。それで、今回追加費用として1人当たり2万2,800円になりますということで300名分で684万ということで請求が来ております。報償金につきましても、一応団員割ということで来ておりまして、柳津町については300名の団員がいるので、その中で、先ほどの試算で大体単価が2万4,310円になるということになりますと729万2,700円ということで、その分で請求が来ておりまして、今回の災害の分ということでうちのほうは認識しております。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

最後にお聞きしますが、話等については大体わかりました。理解しました。

最後にちょっとこれ関連してお尋ねするんですが、先ほどの大規模改修工事の整備費480万が増加に地方債の補正でなっておりますが、これはすべて今のところ利率が4%以内、安全なところを見て以内で借入れをしていると思うんですが、この大規模改修にかかわる起債は実際的には、現実的には何%くらいで借り入れているんでしょうか。それは交付税の対象にはどのような感じになるか、もし総務課長わかればお聞かせ願いたいと思いますが。

○議長

総務課長。

○総務課長

ある程度利率はそういうようなことで見ているんですが、実際ですと、今の状況を見ますと2.何%台でも借りられるのではないかと見ているんですが、安全策で4%ぐらいで見たい

るというのが現実でございます。

○議長

2番、横田善郎君。

○2番

そしてその大規模改修債にかかわる起債等についてはどのくらいな財源措置、交付金措置があるのか、もし総務課長今わかれば教えてほしいと思ったんですが。

○議長

総務課長。

○総務課長

大規模改修については、今県のほうの復興の東日本なんかで盛り込まれている部分とかいろいろありますので、その詳細についてはまだ私も中身的には、事業費については確定ですが、その分今いろんな制度上の分もありますので、なるべくそういった部分で受けられるものは受けて、なるべく問題少ないようにという考え方があるんですが、なお事業の中身につきましては教育課長のほうが中身は知っていると思いますが、大規模改修ということで、うちのほうはその分で該当になるから起債を借り入れてやりたいという考え方でやっております。

○議長

教育課長。

○教育課長

今回の補正にかかわる分については設計委託が地方債として学校教育施設整備事業債として認められております。これの交付税算入率は50%ということで記憶しております。

それと、来年度予定しております大規模改修であります。国庫補助金は3分の1になります。それから、学校教育整備事業債がその3分の1の残り3分の2の80%が充当できますので、さらにそのうちの2分の1が交付税算入になるということですが、現在第3次補正予算の要求をしております。これにかかりますと補助率も上がりますし、補正予算債がつかましての、それはほぼ8割とか9割とかという交付税算入率になってきますので、今そちらのほうを要望しているところです。

以上です。（「わかりました」の声あり）

○議長

ほかにありませんか。

8番、荒明正一君。

○8番

補正予算として組まれているわけではないんですが、私もこの後の質問に関連があるのでお尋ねしたいと思います。あさって行われる東国原元宮崎県知事の講演会の予算は幾らですか。

○議長

荒明議員、今、補正予算について（「わかってる」の声あり）審議しておりますから、それは質問の対象にはなっておりませんので控えてください。

○8番

それは想定はしていたんです。想定はしていましたが、あさって行われる東国原元宮崎県知事のことについて……。

○議長

その件については発言を許すことができません。あくまでも今は補正予算についての質疑中ですから、それについての質問をお願いします。

○8番

予算全体、これは大げさにはならないと思います。ならないかもしれませんが、万が一大きくなった場合には当然我々議員としても問われることになるんです、町民から。そんなことわからなかったのかということになるわけですから、国会の予算委員会を見たって、まるっきり関係のないことはいっぱいやっているんです。あれはなんでか。言わずともそうですけれども、何でかという、総体的に政治にどこかしらで関係、結びつくものがあるんだということで行われているはずですよ。

◇ ◇ ◇

○議長

暫時休議いたします。（午前11時39分）

○議長

それでは、議事を再開いたします。（午前11時45分）

◇ ◇ ◇

○議長

引き続き質疑を許します。

1番、齋藤正志君。

○1番

スキー場事業費の修繕費120万見積もってございますが、どこの修繕に使うのかお伺いします。

○議長

答弁を求めます。

地域振興課長。

○地域振興課長

それでは、齋藤正志議員にお答えいたします。

これは、柳津温泉スキー場の圧雪車の修繕と、フロントガラスが割れましたので、圧雪車の修繕と定期点検代の120万でございます。

○議長

1番、齋藤正志君。

○1番

フロントガラスが割れた。ほかにも修繕代はあるんでしょうけれども、余りにも、圧雪車というのは圧雪してスキー場をつくる機械だと思うんですけども、120万も、そういう壊れた経緯というのは判明しているんでしょうか。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

このフロントガラスが割れた事故なんですけど、ことしの2月でございました。それで、スキー場から町民センターのほうにもその事故報告が上がってきませんでした。我々のほうに連絡があったのが10月でございます。それで、約90万がフロントガラスの修理にかかります。

これはなぜ起きたかといいますと、圧雪中に第1リフトの搬器が動いているわけなんですけれども、その動きに注意を怠って当たってガラスが割れたという報告であります。

○議長

1番、齋藤正志君。

○1番

1番。びっくりしました。2月の事故が報告が10月ということでございますので、やはりこれ、そうなってくると管理責任者の責任というのはどういうものかなというふうに思うんですが、雪降って今すぐスキー場をやらなきゃならないのに、私なんかぼつと思うのは、雪

降ってじゃあスキー場やるんだけど、壊れていますからちょっと圧雪できませんよなんていうことで、今になってしまったということがとても不思議で、何か無責任のような気もするんですが、その辺の責任は追及されたのか。民間だったらこんなこと本当……、もうすぐやるんですから万全の態勢ですね、やっぱりスキー場を今年もやるということで決まっているわけですからね。準備ということも考えれば非常に不思議な、私にしてみれば不思議な感じがするんですが、その辺どうなんでしょうか。

地域振興課長。

○地域振興課長

なぜおくれたかという、当の本人が退職してしまっただけでそのままになっていたのが事実でございます。本来ですと、11月の、さきに報告書が上がってききましたので、私のほうでも臨時議会で当然上げるべきだったかもしれませんが、今回の補正をもちまして早急にこれは修繕したいと考えております。

○議長

1 番、齋藤正志君。

○1 番

そういうことであれば、スキー場が開かれないということでも困りますから早急にやっていただくようお願いしたいと思いますが、本当に再発防止ですね。あとは、こういう事故があったときには「ほうれんそう」、本当に徹底していただいて、やはり、何ていうんでしょうかね、もう少し責任ある運営というか、そういうものをぜひ公社のほうにお願いしていただきたいというふうに思います。

○議長

地域振興課長。

○地域振興課長

今後は安全管理を徹底しまして、作業に入る前のミーティングとかそういうものを行いまして、今後このような事故のないように徹底していきたいと考えております。

○議長

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長

これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

議案第93号「平成23年度柳津町一般会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第94号「平成23年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算」についてを原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第95号「平成23年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第96号「平成23年度柳津町介護保険特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第97号「平成23年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算について」を原案のと

おり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第98号「平成23年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第99号「平成23年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

議案第100号「平成23年度柳津町下水道事業特別会計補正予算について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇

◇

◇

○議長

次に、日程第13、議員提出議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

9番、伊藤 毅君。

○9番（登壇）

議員提出議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」提案理由を説明します。

柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例について、報酬の支給関係が従来議員が退職したとき当月分を支給したわけですが、死亡を除き報酬額を日割りに改めること、また、期末手当の支給制限であります。禁固以上の刑に処された場合は支給しないこと、さらに刑事事件に関して起訴された場合や逮捕された場合、期末手当の支給の一時差しとめ制度の新設であります。

以上であります。

○議長

お諮りします。

議員提出議案第3号「柳津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」はただいま説明のとおりですので、質疑を省略して原案のとおり決定したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◇ ◇ ◇

◎閉会の議決

○議長

お諮りいたします。

以上をもって本定例会の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもって閉会といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長

異議なきものと認めます。

よって、平成23年第4回柳津町議会定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。ご苦労さまでした。（午前11時56分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

柳津町議会 議長 田 崎 為 浩

同 議員 齋 藤 正 志

同 議員 横 田 善 郎

同 議員 菊 地 正